

所管施設の概要

1 根崎生活館 市民の生活改善と文化の向上を図り, 社会福祉の増進に寄与するための施設です。

所在地 函館市根崎町 556 番地 2

敷地面積 677.68 m²

建物面積 216.01 m²

構造 補強ブロック・木造 平屋建

開設 昭和 41 年 8 月 20 日

2 弥生小学校併設学童保育専用施設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施するための施設です。

所在地 函館市弥生町 4 番 16 号

敷地面積 11,729.14 m²

建物面積 129.11 m²

構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建

開設 平成 24 年 1 月 5 日

3 認定こども園 函館市つつじ保育園

児童の健全なる育成と福祉を図るための施設です。

所在地 函館市日ノ浜町 172 番地 8

敷地面積 4,475.45 m²

建物面積 629.79 m²

構造 鉄骨造 地上1階平屋建

開設 平成 22 年 4 月 1 日

4 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、母と子の福祉増進に関する諸活動の推進を図るための施設です。

令和4年4月1日現在

| 児童館名 | 所在地 | 規模 | 建物の構造 | 開館年月日 | 敷地面積(㎡) | 建物面積(㎡) | | | | 備考 |
|-------------|--------------|----|-----------------------|-----------|----------|---------|--------|--------|----------|---------------------------------|
| | | | | | | 遊戯室 | 図書室 | 集会室 | 延床面積 | |
| 児童センター | 若松町33-6 | C | 鉄筋コンクリート5階建 | H6.4.1 | — | 207.90 | 105.45 | 126.40 | 2,056.58 | 総合福祉センター内 平5新築 |
| 西部 | 入舟町6-17 | B | 鉄筋コンクリート・ 鉄骨造2階建 | H6.10.1 | 902.09 | 128.04 | 37.38 | 59.15 | 401.54 | 平6旧小舟保育園 増改修 フレトピアセンター入舟内 |
| 谷地頭 | 谷地頭町9-5 | A | 木造平屋建 | S46.4.1 | 684.58 | 82.81 | 69.56 | — | 205.99 | 昭45新築 平21多目的トイレ増設 |
| 東川 | 東川町11-12 | A | 鉄筋コンクリート造 3階建 | S47.4.1 | — | 114.00 | 102.00 | — | 291.03 | 昭46新築 (女性センター内) |
| 大森浜 | 金堀町3-2 | B | 鉄骨造平屋建 | R2.4.1 | 1,295.50 | 162.40 | 24.16 | 27.79 | 462.14 | 令2新築 |
| 赤川 | 赤川1-30-35 | B | 鉄骨造平屋建 | H16.4.1 | 1,003.78 | 162.00 | 28.34 | 31.00 | 433.38 | 平16新築 |
| 鍛冶 | 鍛冶2-20-5 | B | 鉄骨造平屋建 | S57.4.1 | 800.00 | 151.47 | 38.88 | 45.36 | 326.21 | 昭56新築 |
| 富岡 | 富岡町1-49-27 | A | 木造平屋建 | S43.1.14 | 1,237.80 | 113.63 | 39.74 | 51.75 | 297.00 | 昭43新築(指定管理) |
| 昭和 | 昭和2-37-2 | B | 鉄骨造平屋建 | H3.4.1 | 620.09 | 178.20 | 32.40 | 38.88 | 339.79 | 平3新築(指定管理) |
| 山の手 | 山の手3-4-7 | B | 鉄骨造平屋建 | H11.4.1 | 985.72 | 162.00 | 32.64 | 38.00 | 405.08 | 平11新築 |
| 神山 | 神山町241-69・70 | B | 鉄骨造改質 アスファルトシート防水 | H24.4.1 | 1,339.20 | 162.00 | 30.52 | 29.51 | 478.04 | 平24新築(指定管理) |
| 上湯川 | 上湯川町8-1 | B | 木造平屋建 | S48.4.1 | 2,010.09 | 132.49 | 112.62 | — | 302.58 | 昭47新築 昭53増改修 平21多目的トイレ増設 |
| 日吉が丘 | 日吉町2-34-5 | A | 木造平屋建 | S44.4.1 | 859.31 | 72.87 | 66.25 | | 202.31 | 昭43新築 |
| 深堀 | 深堀町14-6 | B | 鉄骨造平屋建 | S54.12.15 | 657.18 | 129.60 | 36.45 | 51.02 | 304.56 | 昭54新築 |
| 湯浜 | 湯浜町14-3 | A | 鉄筋コンクリート造 7階建 | S51.7.1 | — | 122.89 | 62.23 | — | 248.95 | 昭50新築(市営住宅) |
| 湯川 | 湯川町2-13-16 | D | 木造平屋建 | S36.5.13 | 689.91 | 62.70 | 26.40 | — | 152.08 | 昭25新築土地区画 整理事務所 昭36改築 |
| 旭岡 | 西旭岡町2-51-1 | B | 鉄骨造平屋建 | H7.4.1 | 1,341.50 | 180.00 | 32.64 | 38.00 | 394.28 | 平7新築 |
| 中島 | 中島町30-8 | A | 木造2階建 | S35.12.1 | 671.33 | 69.30 | 23.00 | 29.70 | 433.45 | 旧花嫁学校(昭11建) 昭35改築 |
| 宮前 | 宮前町25-15 | A | 木造平屋建 | S40.12.1 | 411.04 | 66.00 | 39.60 | 33.00 | 198.74 | 昭40新築(借地) |
| 大川 | 大川町9-8 | A | 木造平屋建・鉄筋 コンクリート2階建 | S45.1.7 | 368.92 | 56.92 | 48.60 | 48.60 | 192.40 | 昭44旧公益質店 増改築昭51増改修 |
| 五稜 | 白鳥町14-29 | D | 木造平屋建 | S40.5.3 | 496.68 | 66.00 | 39.60 | — | 167.27 | 昭40新築 昭56増改修 |
| 桔梗 | 桔梗4-1-18 | B | 鉄骨造平屋建 | H17.4.1 | 1,809.04 | 162.00 | 26.00 | 33.00 | 469.78 | 平17新築 |
| 亀田港 | 亀田港町42-16 | B | 鉄骨造平屋建 | H19.4.1 | 1,321.13 | 162.00 | 30.00 | 30.25 | 475.90 | 平19新築 |
| 古川母と 子の家 | 古川町7-1 | — | 木造モルタル 平屋建 | S40.11.1 | 990.00 | — | — | — | 191.73 | 昭40新築 |

※ 施設規模 A=小型児童館 8館, B=児童センター 12館, C=大型児童センター 1館, D=その他の児童館 2館

※ 建物の延床面積には、遊戯室、図書室、集会室のほか、その他分を含む。

函館市子ども条例

1 条例の目的

子どもの人権を尊重しつつ、子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すため、子どもにかかる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定した。

(条例施行日:平成28年4月1日)

2 条例の概要

(1) 基本理念

子どもおよび子育て家庭の支援の推進にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」を定めている。

(2) 大人の責務・役割

子どもおよび子育て家庭を地域全体で支援するため、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割および相互の協力・連携について明らかにしている。

(3) 市の基本的施策

- ① 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ② いじめ等への対応
- ③ 子どもからの相談
- ④ 子育て家庭への支援等
- ⑤ 教育および保育の環境の整備
- ⑥ 地域住民との交流の促進等
- ⑦ 子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ⑧ 子どもの社会参加
- ⑨ 障がいのある子どもへの支援等

3 子ども条例啓発事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 函館市子ども条例第 20 条の規定に基づき、子ども条例の広報および啓発を行います。

実施状況

実施状況

| 区 分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | クリアファイル | メッセージカード(注) | クリアファイル | メッセージカード(注) | クリアファイル | メッセージカード(注) |
| 配布先 | 市内小学5年生 | 妊婦 | 市内小学5年生 | 妊婦 | 市内小学5年生 | 妊婦 |
| 配布部数 | 1,955部 | 1,348枚 | 1,842部 | 1,236枚 | 1,802部 | 1,150枚 |

(注)母子健康手帳等セット「マザーズ・サポート・バッグ」に貼付(平成30年3月から)

令和 4 年度予算額 641 千円

費用の負担 全額市費負担

第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の目的・位置づけ

市では、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざして、第2期函館市子ども・子育て支援事業計画を策定した。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しているとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けており、さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けている。

2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間

3 基本理念・基本的な視点

(1) 基本理念

「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

(2) 基本的な視点

本計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組むこととしている。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ サービス利用者の視点
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ⑧ 地域特性の視点

4 施策の方向

基本理念の実現に向けて、次の9つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図る。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母子の健康確保と増進
- (3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と生活の調和の実現
- (6) 児童虐待防止対策
- (7) 障がいのある子どもへの支援
- (8) ひとり親家庭の自立支援
- (9) 子どもの貧困対策

5 計画の推進

本計画の推進にあたり、関係する機関・団体と連携を図るほか、市民等との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、多様化する市民ニーズに対応する。

また、厳しい財政状況下における効果的な計画推進に努めるとともに、常に進捗状況を把握して評価点検し、以後の各種施策への市民意見の反映に努めるため、毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」やホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努める。

6 SDGsの考え方

本市では、個別行政分野における各種施策がSDGs(持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals)の推進につながるものと考えており、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進する。

7 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法に規定する「基本指針」に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定め、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努める。

子育て支援

1 子育て支援のための施策

(1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始 平成 11 年度
 内 容 市内に居住する育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる
 会員組織であり、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活
 動等を行います。
 登録会員 依頼会員 1,692 人 提供会員 133 人 両方会員 24 人
 利用料

| <基本料金> | | | <本人負担額> | | | |
|----------------------------|-------------|-------------|---------|-----|------|-------|
| 項目 | ひとり | きょうだい | | | ひとり | きょうだい |
| 通常 7:00～ 21:00 | 30分 | 30分 | 託児料金 | 30分 | 200円 | 50円 |
| | 300円 | 150円 | | 1時間 | 400円 | 100円 |
| | 1時間 600円 | 1時間 300円 | 助成金 | 30分 | 100円 | 100円 |
| | | | | 1時間 | 200円 | 200円 |
| 時間外 土・日・祝 年末年始 病児 | 30分 | 30分 | 託児料金 | 30分 | 200円 | 25円 |
| | 350円 | 175円 | | 1時間 | 400円 | 50円 |
| | 1時間 700円 | 1時間 350円 | 助成金 | 30分 | 150円 | 150円 |
| | | | | 1時間 | 300円 | 300円 |

実施状況 (単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 利用件数 | 7,521 | 4,758 | 5,022 |

令和4年度予算額 20,082千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

※令和2年4月1日からひとり親家庭の利用で子どもひとりのみ30分200円の助成を開始

(2) 地域子育て支援センター事業

事業開始 平成5年度
 内 容 子育て家庭の保護者の育児不安等の解消を図るため、育児に関する相談・指導・情報
 提供を行うとともに、子育てサークル等を育成し、その活動を支援します。
 実施施設 中央・亀田港・美原・石川・鍛冶さくら・深堀・赤川・大谷港・函館花園・つつじ・
 南かやべ・大森浜・函館短期大学 各子育てサロン

実施状況 (単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 利用件数 | 26,064 | 18,475 | 17,668 |

令和4年度予算額 101,837千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(3) 子育て支援隊事業

事業開始 平成 26 年度
内 容 子育て家庭における悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴、各種サービスに係る情報提供を行う子育て支援員が、家庭訪問を行います。

実施状況 (単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|-------|---------|---------|
| 訪問件数 | 290 | 149 | 183 |

令和 4 年度予算額 1,517 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 子育てアドバイザー活用推進事業

事業開始 平成 20 年度
内 容 子育てアドバイザー養成事業において、養成、認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図ります。

令和 4 年度予算額 322 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 子ども家庭総合支援拠点事業

事業開始 令和 4 年度(令和 3 年度までは下記の要保護児童対策、子どもなんでも相談 110 番、(6)養育支援訪問事業を個別に展開)

内 容 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる場所として、「子どもなんでも相談 110 番」を設置するとともに、要保護児童対策調整機関として児童虐待への対応、虐待の未然・再発防止、児童虐待に対する意識啓発を行うなど、子どもとその家庭等を対象にした支援に係る業務全般を行います。

【要保護児童対策】

「児童福祉法」、「児童虐待の防止に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および周知啓発に努め、要保護児童等を支援します。

① 要保護児童対策地域協議会

代表者会議(年 1 回)、実務者会議(年 3 回)、
個別ケース検討会議(随時)

② 児童虐待防止啓発

児童虐待防止パネル展(11 月)、

児童虐待対応マニュアルおよび虐待防止啓発用カードの作成・配布

② スキルアップ研修参加

職員の一層の資質向上、専門性の向上を図るための各種研修会参加

【子どもなんでも相談110番】

0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じるため、「子どもなんでも相談110番」を設け、専門の相談員(会計年度任用職員5名)を配置しています。(家庭児童相談室を兼ねています。)

相談状況 (単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 養護相談 | 504 | 539 | 482 |
| 保健相談 | 23 | 13 | 10 |
| 障害相談 | 13 | 9 | 6 |
| 非行相談 | 5 | 11 | 29 |
| 育成相談 | 99 | 81 | 81 |
| その他の相談 | 271 | 230 | 275 |
| 計 | 915 | 883 | 883 |

令和4年度予算額 6,671千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(6) 養育支援訪問事業

事業開始 平成19年度(平成23年度までは「育児支援家庭訪問事業」として実施)
 内 容 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その家庭を訪問し、家事等の援助や育児相談を行い、適切な養育を行うことができるよう支援します。

養育支援訪問事業 訪問回数内訳 (単位:回)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| ヘルパー | 369 | 269 | 182 |
| 保健師, 家庭児童相談員等 | 81 | 43 | 33 |
| 計 | 450 | 312 | 215 |

令和4年度予算額 1,425千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(7) 子育て支援ネットワーク事業

事業開始 平成20年度
 内 容 子育て支援に関わる市民団体や専門機関などの14団体に子ども未来部を加えた15団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており、官民協働により子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るための研修会等を実施します。

令和4年度予算額 100千円

費用の負担 全額市費負担

(8) すくすく手帳

- 事業開始 平成 21 年度
- 内 容 乳幼児の親が安心して子育てができるよう、育児に関する各種の情報を掲載した「すくすく手帳」を妊娠届出時にすべての方、未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配付します。
- 令和 4 年度予算額 1,532 千円 (2,400 部)
- 費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3)の補助があります。

(9) 子育て支援短期利用事業

- 事業開始 平成 5 年度
- 内 容 保護者が疾病、出産、冠婚葬祭などで、子どもの世話が一時的に困難になる家庭を対象とし、保護者にかわって子どもを養育します。
- 実施施設 くるみ学園、函館国の子寮、さゆり園
- 利用期間 7 日以内
- 利 用 料 2 歳未満児 1 日 2,675 円
2 歳以上児 1 日 1,375 円
緊急一時保護の母親 1 日 375 円
(生活保護、市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位:日)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|--------|-------|---------|---------|
| 2 歳未満児 | 8 | 8 | 0 |
| 2 歳以上児 | 217 | 116 | 42 |

- 令和 4 年度予算額 840 千円
- 費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(10) トワイライトステイ事業

- 事業開始 平成 14 年度
- 内 容 保護者が仕事などの理由で夜間または休日に不在となり、子供の養育が困難な場合、その他緊急の場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において夕食を提供し、保育します。
- 実施施設 くるみ学園、函館国の子寮、さゆり園、やしの夢
- 利用時間 平日・土曜日:午後 6 時～午後 10 時
日曜・国民の祝日:午前 8 時～午後 10 時
- 利 用 料 平日・土曜日:1 日 750 円
日曜・国民の祝日:午前 8 時～午後 6 時 1,350 円
午後 6 時～午後 10 時 750 円
(生活保護、市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位:日)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 利用日数(平日・土曜日) | 7 | 5 | 0 |
| 利用日数(日曜・祝日) | 34 | 1 | 0 |

令和4年度予算額 128千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(11) 助産施設

事業開始 昭和43年度

内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産を行います。

実施状況 (単位:人)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 函館市助産施設 | 10 | 10 | 13 |
| 共愛会病院 | 7 | 5 | 4 |
| 計 | 17 | 15 | 17 |

令和4年度予算額 9,595千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担があります。

(12) 子育てアプリ「Gruccho(グルッコ)」

事業開始 平成29年10月

内 容 スマートフォンを活用した子育てアプリ「Gruccho(グルッコ)」により、子育て支援に関する幅広い情報を無料で提供します。

令和4年度予算額 528千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(13) 出生祝記念品事業

事業開始 令和4年度

内 容 赤ちゃんの誕生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に、市から記念品として道南スギを使用した積み木を贈ります。

令和4年度予算額 8,879千円

費用の負担 全額市費負担(森林整備等対策基金を活用)

2 女性・児童相談等

(1) 女性相談事業

事業開始 昭和 32 年度
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」に専門の相談員(会計年度任用職員 5 名)を配置しています。

平成 25 年 7 月に函館市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内、福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 保護更正相談 | 0 | 0 | 0 |
| 夫婦・離婚相談 | 423 | 465 | 393 |
| 家庭相談 | 77 | 128 | 118 |
| 生活・経済相談 | 58 | 58 | 49 |
| 職業相談 | 14 | 7 | 27 |
| 健康相談 | 3 | 1 | 8 |
| 性的な問題 | 8 | 4 | 3 |
| 男女問題 | 18 | 20 | 9 |
| 自分の問題 | 14 | 3 | 25 |
| その他 | 43 | 45 | 35 |
| 計 | 658 | 731 | 667 |

令和 4 年度予算額 245 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(2) 女性相談委託事業

事業開始 平成 29 年度
 内 容 援助を必要とする女性に係わる生活各般の問題に対する悩みや相談について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上を図るとともに、女性相談体制の拡充を行うために委託します。

相談状況(実人数ベース) (単位:件)

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|-----------|-------|-------|-------|----|
| ストーカー | 1 | 5 | 0 | |
| デートDV | 3 | 1 | 2 | |
| 虐待 | 9 | 6 | 39 | |
| 子ども(養育等) | 9 | 3 | 6 | |
| 労働問題 | 6 | 3 | 9 | |
| セクハラ・パワハラ | 5 | 9 | 2 | |
| 性暴力 | 2 | 7 | 18 | |
| その他 | 人間関係 | 20 | 15 | 2 |
| | 経済関係 | 7 | 23 | 17 |
| | 医療関係 | 2 | 13 | 19 |
| | 住居関係 | 22 | 13 | 16 |
| | その他 | 63 | 49 | 73 |
| 計 | 114 | 113 | 127 | |
| 計 | 149 | 147 | 203 | |

令和 4 年度予算額 2,671 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 配偶者等からの暴力対策関係事業

事業開始 平成 13 年度

内 容 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、北海道や関係機関と連携を図りながら周知啓発に努め、DV被害者を支援します。

① 配偶者暴力相談支援センター(平成 25 年 7 月設置)

各種手続きに係るDV被害相談証明書の発行や保護命令制度の利用についての援助等を実施します。

② 民間、警察、行政などの関係機関が相互に連携・協力を図り、被害者の救済・支援に努めます。

③ 配偶者等に対する暴力防止パネル展

毎年 11 月に関係機関の協力を得て、市民ホールで開催します。

④ DV相談窓口(防止啓発)携帯カード

DV相談窓口を掲載した携帯カードを作成し、市関係各所や医療機関などに配布します。

⑤ デートDV防止啓発リーフレット

若年層に対するデートDV防止啓発のため、リーフレットを作成し、高校や大学などに配布します。

⑥ 中学生のためのDV防止啓発事業

市内の中学生に対し、交際相手への様々な暴力の予防教育を行うため、デートDV出前授業を実施します。

⑦ DV被害者緊急支援対策

市内の一時保護施設では危険性が高く、被害者の安全確保が困難な場合市外の施設への移送費を支給します。

令和 4 年度予算額 210 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 配偶者等暴力被害者自立支援事業

事業開始 平成 23 年度

内 容 DV被害者を緊急的に一時保護するシェルターや中長期的な支援の場となるステップハウスの家賃など、また経済的な自立ができるようDV被害者を対象とした就労支援に対する事業などに対して民間支援団体へ補助金を交付します。

令和 4 年度予算額 2,000 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 性暴力被害者支援関係事業

事業開始 平成 29 年度

内 容 性暴力被害者支援のための推進母体として、平成 29 年 3 月に函館性暴力被害者防止対策協議会を北海道渡島総合振興局や北海道警察函館方面本部などの関係機関と連携して設置し、予防教育や市民啓発に取り組んでいます。平成 30 年 4 月から地域の行政・警察・拠点病院などが連携して被害者を支援する仕組みである「函館・道南 SART」を運用し、相談支援を行っています。

令和 4 年度予算額 4,389 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(7) 子育て支援コンシェルジュ

事業開始 平成28年度(平成28年10月15日から)

内 容 はこだてキッズプラザ内相談室において、保育士資格を有する相談員が、子育てに関する相談を受け、それに応じた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

令和4年度予算額

「はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ」指定管理委託料(経済部所管)に含む。

3 児童厚生施設

(1) 児童館

| | |
|----------|---|
| 内 容 | 児童館は、地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営されるもので、児童館は23館(うち4館は指定管理者制度導入)あり、母と子の家は1館あります。 |
| 機 能 | <p>ア 小型児童館 10館 児童に安全で楽しい遊び場を提供し、遊びを通じての友達づくりなど情操を豊かにさせるための指導をします。</p> <p>イ 児童センター 12館 児童館の機能に加えて、遊び(運動)に親しむ習慣をつけ、運動の仕方、技能の習得、精神のかん養等による体力増進のための指導をします。</p> <p>ウ 大型児童センター 1館 児童センターの機能に加えて、中学・高校生等の年長児童を育成指導します。</p> <p>エ 母と子の家 1館 児童館の機能に加え、母親の教養を高め、地域社会の福祉の増進を図ります。</p> |
| 利用対象 | 幼児, 児童, 一般(夜間) |
| 利用人員 | 別表のとおり |
| 令和4年度予算額 | 80,386千円 |
| 費用の負担 | 全額市費負担 |

(2) 地域組織活動費補助事業

| | |
|------|--|
| 事業開始 | 昭和49年度 |
| 内 容 | 市内各地域の母親が協力して、地域児童の健全育成を推進するために、親子および世代間の交流や児童養育に関する研修ならびに児童の事故防止等の活動、その他児童福祉の向上に関する活動を行っている母親クラブに活動費を補助します。(指定管理児童館については、補助対象外) |
| | 会員数の状況 |

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-------|-------|-------|
| クラブ数 | 24 | 21 | 20 |
| 会員数 | 632人 | 513人 | 496人 |

| | |
|----------|----------------------|
| 補 助 額 | 1クラブ当たり 180,000円(上限) |
| 令和4年度予算額 | 3,281千円 |
| 費用の負担 | 全額市費負担 |

令和3年度 児童館および母と子の家利用状況(夜間貸館を含む)

(単位:人)

| 区 分 | 幼児 | 小学生 | | | 中学生 | 高校生 | 計 | 1日平均 | 大学生 | 一般 | 合計 | 開館日数 |
|------------|--------|--------|--------|---------|--------|-------|---------|------|-----|--------|---------|-------|
| | | 1~3年 | 4~6年 | 小計 | | | | | | | | |
| 児童センター※1 | 903 | 1,167 | 1,164 | 2,331 | 2,199 | 881 | 6,314 | 21 | 0 | 1,284 | 7,598 | 308 |
| 西部児童館 | 169 | 1,122 | 920 | 2,042 | 365 | 38 | 2,614 | 9 | 39 | 579 | 3,232 | 294 |
| 谷地頭児童館 | 99 | 494 | 568 | 1,062 | 149 | 20 | 1,330 | 6 | 8 | 459 | 1,797 | 231 |
| 東川児童館 | 368 | 1,076 | 741 | 1,817 | 205 | 32 | 2,422 | 8 | 0 | 1,097 | 3,519 | 294 |
| 中島児童館 | 552 | 1,321 | 562 | 1,883 | 34 | 1 | 2,470 | 8 | 0 | 775 | 3,245 | 294 |
| 大森浜児童館 | 936 | 8,041 | 1,185 | 9,226 | 209 | 80 | 10,451 | 36 | 3 | 1,923 | 12,377 | 294 |
| 赤川児童館 | 558 | 7,695 | 5,342 | 13,037 | 909 | 184 | 14,688 | 50 | 20 | 3,020 | 17,728 | 294 |
| 鍛冶児童館 | 397 | 1,471 | 2,530 | 4,001 | 481 | 33 | 4,912 | 17 | 0 | 1,812 | 6,724 | 294 |
| 山の手児童館 | 401 | 1,298 | 759 | 2,057 | 322 | 50 | 2,830 | 10 | 0 | 1,438 | 4,268 | 294 |
| 桔梗福祉交流センター | 791 | 12,368 | 2,753 | 15,121 | 237 | 19 | 16,168 | 55 | 0 | 2,376 | 18,544 | 294 |
| 日吉が丘児童館 | 321 | 2,156 | 809 | 2,965 | 185 | 65 | 3,536 | 12 | 0 | 715 | 4,251 | 294 |
| 神山児童館※1 | 1,484 | 4,614 | 2,642 | 7,256 | 1338 | 302 | 10,380 | 35 | 30 | 3,542 | 13,952 | 294 |
| 上湯川児童館 | 606 | 665 | 650 | 1,315 | 112 | 60 | 2,093 | 7 | 0 | 1,392 | 3,485 | 294 |
| 深堀児童館 | 231 | 2,979 | 2,022 | 5,001 | 139 | 46 | 5,417 | 18 | 3 | 1,077 | 6,497 | 294 |
| 湯浜児童館 | 363 | 778 | 1,457 | 2,235 | 210 | 50 | 2,858 | 10 | 21 | 1,265 | 4,144 | 294 |
| 湯川児童館 | 233 | 163 | 351 | 514 | 14 | 0 | 761 | 3 | 0 | 366 | 1,127 | 294 |
| 旭岡児童館 | 319 | 2,219 | 2,693 | 4,912 | 2324 | 114 | 7,669 | 26 | 33 | 2,251 | 9,953 | 294 |
| 宮前児童館 | 547 | 1,024 | 1,112 | 2,136 | 119 | 49 | 2,851 | 10 | 0 | 1,781 | 4,632 | 294 |
| 大川児童館 | 145 | 288 | 659 | 947 | 32 | 2 | 1,126 | 4 | 0 | 388 | 1,514 | 294 |
| 五稜児童館 | 595 | 600 | 362 | 962 | 13 | 12 | 1,582 | 5 | 0 | 576 | 2,158 | 294 |
| 亀田港児童館 | 501 | 15,548 | 4712 | 20,260 | 281 | 24 | 21,066 | 72 | 30 | 4,162 | 25,258 | 294 |
| 富岡児童館※1 | 1,226 | 3,312 | 1,855 | 5,167 | 98 | 2 | 6,493 | 22 | 0 | 4,703 | 11,196 | 294 |
| 昭和児童館※1 | 307 | 1,350 | 1,283 | 2,633 | 1460 | 396 | 4,796 | 16 | 0 | 2,349 | 7,145 | 294 |
| 合計 | 12,052 | 71,749 | 37,131 | 108,880 | 11,435 | 2,460 | 134,827 | 20 | 187 | 39,330 | 174,344 | 6,713 |
| 古川母と子の家 | 280 | 419 | 221 | 640 | 131 | 16 | 1,067 | 4 | 0 | 433 | 1,500 | 293 |
| 合計 | 280 | 419 | 221 | 640 | 131 | 16 | 1,067 | 4 | 0 | 433 | 1,500 | 293 |
| 総合計 | 12,332 | 72,168 | 37,352 | 109,520 | 11,566 | 2,476 | 135,894 | 19 | 187 | 39,763 | 175,844 | 7,006 |
| 1日平均 | 42 | 247 | 128 | 375 | 40 | 8 | 466 | 0 | 1 | 136 | 602 | - |

※1 指定管理者制度導入

| 区 分 | | 幼児 | 小学生 | | | 中学生 | 高校生 | 大学生 一般 |
|-------|-----------|-----|------|------|------|-----|-----|-----------|
| | | | 1~3年 | 4~6年 | 小計 | | | |
| 令和元年度 | 1日平均利用者数 | 71 | 331 | 229 | 560 | 46 | 7 | 255 |
| | 1館あたり利用者数 | 2.6 | 12.3 | 8.5 | 20.7 | 1.7 | 0.3 | 9.4 |
| 令和2年度 | 1日平均利用者数 | 43 | 239 | 128 | 368 | 36 | 6 | 146 |
| | 1館あたり利用者数 | 1.8 | 10.0 | 5.3 | 15.3 | 1.5 | 0.3 | 6.1 |
| 令和3年度 | 1日平均利用者数 | 42 | 247 | 128 | 375 | 40 | 8 | 137 |
| | 1館あたり利用者数 | 1.8 | 10.3 | 5.3 | 15.6 | 1.7 | 0.3 | 5.7 |